

# 栃木市・大平町・藤岡町・都賀町 合併協議会 第5回 会議資料

## ○報告事項

報告第12号 合併手続きの経過について	P 1
報告第13号 新市の想定選挙日程について	P 3
報告第14号 市章の制定について	P 4
報告第15号 地域自治区について	P 13

日時：平成22年1月22日（金）午後2時

会場：栃木市保健福祉センター

報告第12号

合併手続きの経過について

合併手続きの経過について、別紙のとおり報告する。

平成22年1月22日

栃木市・大平町・藤岡町・都賀町合併協議会

会長 日向野 義幸



○総務省告示第九号

市町の廃置分合

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七條第一項の規定により、栃木市、下都賀郡大平町、同郡藤岡町及び同郡都賀町を廃し、その区域をもって栃木市を設置する旨、栃木県知事から届出があつたので、同条第七項の規定に基づき、告示する。

右の処分は、平成二十二年三月二十九日からその効力を生ずるものとする。

平成二十二年一月十二日

総務大臣 原口 一博

○総務省告示第十号

市町の廃置分合

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七條第一項の規定により、北魚沼郡川口町を廃し、その区域を長岡市に編入する旨、新潟県知事から届出があつたので、同条第七項の規定に基づき、告示する。

右の処分は、平成二十二年三月三十一日からその効力を生ずるものとする。

平成二十二年一月十二日

総務大臣 原口 一博

○総務省告示第十一号

市町の廃置分合

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七條第一項の規定により、東筑摩郡波田町を廃し、その区域を松本市に編入する旨、長野県知事から届出があつたので、同条第七項の規定に基づき、告示する。

右の処分は、平成二十二年三月三十一日からその効力を生ずるものとする。

平成二十二年一月十二日

総務大臣 原口 一博

○政治資金適正化委員会告示第一号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十九条の二十四の規定に基づき、登録政治資金監査人名簿に登録した者を次のとおり公告する。

平成二十二年一月十二日

政治資金適正化委員会委員長 上田 廣一

登録番号 登録年月日 氏名

- 三二九六 一一、一一、一八 香村 正雄
- 三二九七 一一、一一、一八 酒見慶一郎
- 三二九八 一一、一一、一八 増田 仁視
- 三二九九 一一、一一、一八 村松 孝明

三三〇〇 一一、一一、一八 百瀬 幸子

三三〇一 一一、一一、一八 石田 博英

三三〇二 一一、一一、一八 古田 時夫

三三〇三 一一、一一、一八 足立 博男

三三〇四 一一、一一、一八 加藤 義信

三三〇五 一一、一一、一八 濱田 行二

三三〇六 一一、一一、一八 西谷 正信

三三〇七 一一、一一、一八 城 哲哉

三三〇八 一一、一一、一八 長島 常光

三三〇九 一一、一一、一八 貫井 正

三三一〇 一一、一一、一八 藤田 素明

三三一〇 一一、一一、一八 牧野 隆平

三三一〇 一一、一一、一八 河合 潤

三三一〇 一一、一一、一八 吉田 要介

三三一〇 一一、一一、一八 堆 由郎

三三一〇 一一、一一、一八 平井 輝

三三一〇 一一、一一、一八 信一

三三一〇 一一、一一、一八 原 豊實

三三一〇 一一、一一、一八 小林 政氏

三三一〇 一一、一一、一八 山野 基尚

三三一〇 一一、一一、一八 須賀 保雄

三三一〇 一一、一一、一八 新川 勉

三三一〇 一一、一一、一八 西山 元章

三三一〇 一一、一一、一八 白井 淳子

三三一〇 一一、一一、一八 尾崎 兼行

○法務省告示第十号

裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律(平成十六年法律第五十一号)第五条の規定に基づき、次の者が行う民間紛争解決手続の業務の認証をしたので、同法第十一条第一項の規定に基づき、公示する。

平成二十二年一月十二日

法務大臣 千葉 景子

認証紛争解決事業者の名称及び住所

長野県土地家屋調査士会

長野県長野市大字南長野妻科三百九十九番地二

認証年月日

平成二十一年十二月十八日

○法務省告示第十一号

裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律(平成十六年法律第五十一号)第五条の規定に基づき、次の者が行う民間紛争解決手続の業務の認証をしたので、同法第十一条第一項の規定に基づき、公示する。

平成二十二年一月十二日

法務大臣 千葉 景子

認証紛争解決事業者の名称及び住所

次城県社会保険労務士会

次城県水戸市本町三丁目二十番八号本町会館ビル二階

認証年月日

平成二十一年十二月十八日

○法務省告示第十二号

裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律(平成十六年法律第五十一号)第五条の規定に基づき、次の者が行う民間紛争解決手続の業務の認証をしたので、同法第十一条第一項の規定に基づき、公示する。

平成二十二年一月十二日

法務大臣 千葉 景子

認証紛争解決事業者の名称及び住所

埼玉県社会保険労務士会

さいたま市浦和区高砂三丁目十番四号八千代ビル五階

認証年月日

平成二十一年十二月十八日

○法務省告示第十三号

左記の者の申請に係る日本国に帰化の件は、これを許可する。

平成二十二年一月十二日

法務大臣 千葉 景子

住所 大阪府中央区船場之内2丁目7番3-862号

徳島 昭昭60年11月11日生

住所 西山区北區一街36番地10

鹿子龍 昭昭55年7月25日生

住所 東京都中央区明石町5番13-312号

那珂 昭昭52年6月14日生

住所 福島県双葉郡楳葉町大字井出字木盛60番地2

張玲 昭昭54年7月6日生

住所 埼玉県戸田市荻田北町10番地17

李真忠 昭昭58年1月5日生

住所 滋賀県大津市昭和町4番13号

林貴志 昭昭38年7月27日生

住所 熊本県八代市本町3丁目6番6号

ナンシー・デニス・フカガワ 昭昭44年6月8日生

住所 福島県本宮市藤沢字若崎110番地1

李季 昭昭48年12月5日生

住所 沖縄県宜野湾市赤道1丁目4番35-106号

フリオ・セサル・キヤフ・ソマククロ 昭昭36年11月11日生

住所 札幌市手稲区前田1条9丁目2番22号

申延華 昭昭49年10月3日生

住所 福岡県糟屋郡篠栗町大字尾中392番地1

王敏殊 昭昭51年3月28日生

住所 鹿児島市真砂本町5番11-46号

李翔 昭昭58年7月17日生

住所 秋田県大田市強首字強首93番地

李蓮姫 昭昭39年10月29日生

住所 横浜市中央区青葉町2丁目20番地

藤敏瑞 平成22年8月20日生

住所 山梨県韮崎市水神1丁目15番44号

劉葉琴 昭昭54年9月18日生

住所 群馬県邑楽郡大泉町大字吉田2031番地2

シルト・ニコト・ナカツカ 昭昭47年8月7日生

住所 横浜市泉区和泉町5733番地1

周黛妮 昭昭49年10月7日生

住所 横浜市港北区小机町175番地5

金聖明 昭昭59年2月14日生

住所 横浜市保土ヶ谷区公向町1727番地66

兼楠 昭昭53年10月10日生

住所 山梨県甲府市下河原町3番46-501号

劉麗麗 平成元年6月23日生

住所 愛媛県今治市波止浜6番地115

段映丁 昭昭51年2月17日生

住所 長野市大字東和田412番地

申守慶 平成22年4月14日生

住所 大阪府淀川区塚本4丁目1番1-503号

バルミンダ・ソフ・ソフ 昭昭35年9月27日生

住所 大阪府大東市寺川1丁目7番1002号

司月 昭昭58年7月3日生

可隆教 平成21年2月19日生

住所 大阪府東大阪市岸田基西2丁目8番35号

文斗好 昭昭21年12月13日生

住所 神奈川縣大田区大森西2丁目9番14号

文惠美 昭昭54年3月6日生

住所 神戸市垂水区多聞台4丁目9番14号

文一唯 昭昭56年10月9日生

住所 神奈川縣大田区大森西2丁目9番14号

范勇 昭昭47年8月10日生

住所 神奈川県大田区大森西2丁目9番14号

范東健 平成10年4月6日生

住所 北海道江別市元町10番地31

范東升 平成12年7月20日生

住所 北海道江別市元町10番地31

ノブオ・ヨシナガ 昭昭20年4月29日生

報告第13号

新市の想定選挙日程について

新市における市長、市議会議員の想定選挙日が下記のとおり内定されているので報告する。

平成22年1月22日

栃木市・大平町・藤岡町・都賀町合併協議会

会長 日向野 義幸

記

市長、市議会議員想定選挙日	平成22年4月25日(日)
---------------	---------------

報告第14号

市章の制定について

市章の制定について、別紙のとおり報告する。

平成22年1月22日

栃木市・大平町・藤岡町・都賀町合併協議会

会長 日向野 義幸





## 新「栃木市」市章選定基準（案）

### 1 選定基準

新市章の選定基準は次のとおりとする。

- (1) 新市の将来像である「“自然”“歴史”“地域”“人”それぞれに生み出す流れが大河を創り 悠久の流れが未来を築く 新生・栃木市」にふさわしい作品であること。
- (2) 市旗、バッジ、封筒等にも使用できるデザインであること。
- (3) 用紙の地色は白色とし、地色を含め4色以内であること。ただし、グラデーション（ぼかし、濃淡）は不可とする。
- (4) 単色で表現してもイメージや安定感が損なわれないこと。
- (5) 自作の未発表作品であり、全国の既存の市町村章、他商標等と類似しないものであること。
- (6) 選定の対象には、現在の1市3町の市町章を含むものとする。

### 2 選定方法

#### (1) 事前審査（事務局）

応募条件、必要事項等の記載を事務局にて確認する。

応募条件に違反している作品、必要事項が記載されていない作品及び締切日以降に提出された作品は選定の対象外とする。

#### (2) 第1次、2次選定（選定委員会）

事前審査を通った全作品の中から、選定基準を満たしている5～10作品を委員の投票により選定する。

#### (3) 類似商標調査（専門業者）

2次選定を通った作品について類似商標等がないかどうか専門業者に調査を依頼する。

#### (4) 第3次選定（住民アンケート）

類似商標調査を通った作品について、住民アンケート（広報紙への折込、記名）を実施する。なお、住民アンケートの方法等については、別に定める。

#### (5) 第4次選定（選定委員会）

住民アンケートの結果を踏まえ、最優秀賞（市章候補）及び優秀賞（5点以内）を選定する。

### 3 応募作品をそのまま採用することが困難な場合には、必要に応じて、作品の趣旨を損なわない範囲で修正することができるものとする。

### 4 新市章の選定に当たっては、そのデザインの趣旨について、十分留意するものとする。

## 新市市章選定委員会設置要領

### (設置)

第1条 栃木市、大平町、藤岡町及び都賀町が、平成22年3月29日に合併して誕生する新生「栃木市」(以下「新市」という。)の市章を制定するに当たり、新市にふさわしい市章を選定するため、新市市章選定委員会(以下「選定委員会」という。)を設置する。

### (所掌事務)

第2条 選定委員会は、次に掲げる事項について調査及び審議をするものとする。

- (1) 新市章の選定基準に関すること
- (2) 新市章の候補の選定に関すること
- (3) その他必要な事項

### (組織)

第3条 選定委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 学識経験者 3人
- (2) 栃木市・大平町・藤岡町・都賀町合併協議会の3号委員のうちから選出された者 各市町につきそれぞれ2人

### (委員の任期)

第4条 委員の任期は、第2条の所掌事務に係る調査又は審議が終了するまでの期間とする。

### (委員長及び副委員長)

第5条 選定委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の中から互選により定める。
- 3 委員長は、選定委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、副委員長が委員長の職務を代理する。

### (会議)

第6条 選定委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は、その委員の2分の1以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。



(庶務)

第7条 選定委員会の庶務は、栃木市総務部総務課において行う。

(補則)

第8条 この要領に定めるもののほか、選定委員会に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要領は、平成22年1月 日から実施する。

# 新「栃木市」市章募集要領（案）

## 1 目的

栃木市、大平町、藤岡町及び都賀町の1市3町が平成22年3月29日に合併して誕生する新生栃木市の市章を制定するに当たり、新市の将来像にふさわしい市章を選定することを目的とする。

## 2 募集の内容

募集する市章は次のとおりとする。

- (1) 新市の将来像である「“自然”“歴史”“地域”“人”それぞれに生み出す流れが大河を創り 悠久の流れが未来を築く 新生・栃木市」にふさわしい作品であること。
- (2) 市旗、バッジ、封筒等にも使用できるデザインであること。
- (3) 用紙の地色は白色とし、地色を含め4色以内であること。ただし、グラデーション（ぼかし、濃淡）は不可とする。
- (4) 単色で表現してもイメージや安定感が損なわれないこと。
- (5) 自作の未発表作品であり、既存の市町村章、他商標等と類似しないものであること。

## 3 応募の方法

応募の条件、方法等については次のとおりとする。

- (1) 応募資格  
特になし。
- (2) 応募方法
  - ・ 指定の応募用紙又はA4白紙用紙を縦長で使用し、縦横15cmの枠を書き枠外に天地を示したものを使用。用紙1枚につき1作品。
  - ・ 同一人の応募は、2点までとする。
  - ・ 応募用紙には、①デザインの趣旨（100字程度） ②氏名（ふりがな） ③住所 ④電話番号 ⑤学校名、学年（学生の場合のみ）を明記すること。
  - ・ 応募は持参又は封書による郵送のみ（メール、ファックス不可）とする。また、デザイン部分を折り曲げないようにする。
- (3) 応募の対象として、現在の1市3町の市町章も含むものとする。

## 4 募集期間

平成22年2月15日から3月15日までとする。（当日消印有効）

5 応募先及び問い合わせ先

〒328-8686 栃木県栃木市入舟町7番26号  
栃木市総務部総務課行政管理担当  
TEL 0282-21-2311

6 広報・周知方法

- ・新市章募集チラシを主要新聞に折込み（1市3町）
- ・1市3町のホームページ及び合併協議会ホームページ
- ・ケーブルテレビ（静止画）

7 選定方法

- ① 市章選定委員会において候補作品5～10作品を選定
- ② ①の候補作品について住民アンケート（広報紙折込）を実施し、結果を踏まえ、選定委員会にて入賞作品を決定。

8 賞金

- ・最優秀賞（市章候補） 1点 全国共通商品券20万円
- ・優秀賞 5点以内 //

ただし、1市3町の現市町章が市章候補となった場合の賞金は、優秀賞の金額となります。

9 発表及び表彰

- ① 入賞者には個別に通知し、平成22年10月2日の合併記念式典の席上で表彰します。
- ② 入賞作品については、記念式典後、市広報、ホームページ等で発表します。

10 著作権等

- (1) 採用作品に関する一切の権利は、栃木市に帰属する。
- (2) 応募作品は返却しない。
- (3) 採用作品の使用に当たり、必要に応じて多少の補正・修正をする場合がある。
- (4) 採用作品は白黒で使用する場合がある。
- (5) 採用作品に疑似等の問題が生じた場合、作成者の責任において処理することとし、また、採用決定後であっても採用を取り消すこととする。

11 その他

この要領に定めるもののほか、市章の募集に関して必要な事項は、別に定める。

## 参 考（現在の1市3町の市町章）

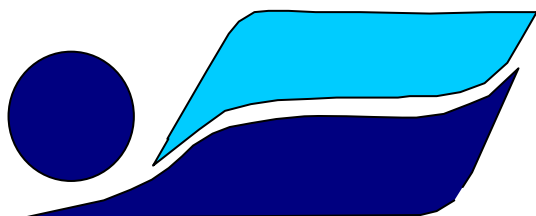
栃木市章 昭和12年7月14日告示



昔、神明宿(今の栃木市神田町)に天照皇大神を祀る神明祠があり、その棟に10個の千木がついていたので、十の千木、すなわち、とちぎ「栃木」と名づけられたともいわれます。

栃木の市章は、この伝説に基づき2つの鯉木で十字を示し、千木を配して「十千木」の意味を表しています。

大平町章 平成3年5月18日告示



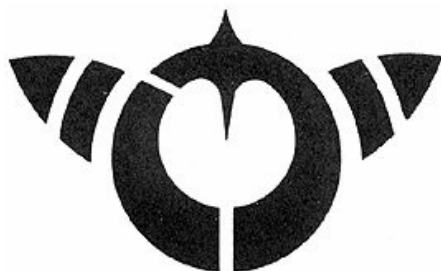
町制施行30周年を記念して町民の公募により制定された町章は、町の花あじさいの花びらをモチーフに未来に向かって新たな歴史を歩むことを表したもので、将来性豊かな大平にふさわしいことから選ばれました。

藤岡町章 昭和40年



昭和40年、合併10周年を記念して、全国各地から募集した144点の中から選ばれたもので、当町の頭文字「F」を図案化したものであり、躍進、平和、調和を表現したものである。

都賀町章 昭和46年10月1日告示



「ツ」「ガ」の字を抽象化したもので、中央の円形は町民の融合と平和を象徴し、上部の鋭角及び両翼は限りない進歩と発展の意欲を示したものである。

県内の市章制定の状況

市名	那須塩原市	下野市	日光市	佐野市
合併期日	H17.1.1	H18.1.10	H18.3.20	H17.2.28
市章制定期日	H16.10.29	H18.1.10	H18.3.20	H17.11.10
デザイン募集方法	公募	公募	公募	公募
PR媒体	・協議会だより、広報 ・HP ・チラシ(全戸・学校等) ・市関係機関に応募用紙設置	・協議会だより、広報 ・HP ・新聞、公募雑誌(月刊公募ガイド)、Webサイト(登竜門、メルマガデザインウィークリー)		・広報紙 ・HP
資格	住所要件あり (応募時点で合併市町在住)	特になし	合併協議会委員及び5市町村職員は除く	特になし
期間	1.5ヶ月	1.5ヶ月	1.5ヶ月	1ヶ月
応募方法	持参又は郵送	持参又は郵送	持参又は郵送	持参又は郵送
応募総数	840	1,328	575	764
選定基準	・新市の将来像にふさわしい ・市旗、パッチ等にも使用できる ・4色以内、グラデーション不可 ・単色でもイメージ、安定感が損なわれない ・自作の未発表作品、類似市章、商標等がないこと	・下野市の名称及び将来像にふさわしい ・市旗、パッチ等にも使用できる ・4色以内、グラデーション不可 ・単色でもイメージ、安定感が損なわれない ・自作の未発表作品、類似市章、商標等がないこと	・新市の将来像にふさわしい ・市旗、パッチ等にも使用できる ・用紙の地色は白、地色を含め4色以内、グラデーション不可 ・単色でもイメージ、安定感が損なわれない ・自作の未発表作品、類似県章、市章、商標等がないこと。ただし、現在の5市町村章は対象	・新市の将来像にふさわしい ・市旗、パッチ等にも使用できる ・用紙の地色は白、地色を含め4色以内、グラデーション不可 ・単色でもイメージ、安定感が損なわれない ・自作の未発表作品、類似県章、市章、商標等がないこと
事前審査	【事務局】 選定基準のチェック	【事務局】 必要事項確認	【事務局】 必要事項、募集内容、応募資格要件の確認	【事務局】 選定基準のチェック
第1次	【幹事会】 選考基準に基づき委員が10作品以内に絞込み※別途選考基準あり	【専門機関等】 選定基準に該当する30作品を選定	【幹事会】 50作品程度選定	【小委員会】 委員の投票により40作品を選定
第2次	【専門機関】 類似作品のチェック	【幹事会】 6作品を選定 アドバイザーの意見を求める	【小委員会】 5作品程度選定	【小委員会】 40作品から10作品選定
第3次	【合併協議会】 委員全員による投票で決定	【専門機関】 特許庁商標登録及び類似商標調査	【合併協議会】 委員の無記名投票 ※2分の1を超える得票→ 新市の市章 ※2分の1以下 → 1位と2位で決選投票	【専門機関】 類似商標調査
第4次		【合併協議会】 1作品を選定		【選定委員会】 委員の投票により最優秀作品、優秀賞5作品を決定
各賞	最優秀賞:20万円(1点) 優秀賞:2万円(5点以内)	最優秀賞:10万円(1点) 優秀賞:2万円(5点)	最優秀賞:10万円の商品券(1点) 優秀賞:1万円の商品券(4点程度)	最優秀賞:20万円(1点) 優秀賞:2万円(5点)
その他		市章作成等支援業務委託として公募、選考補助、アドバイザー、類似調査、デザイン補正、デザインガイドを一括して業者に委託		

報告第15号

地域自治区について

地域自治区について、別紙のとおり報告する。

平成22年1月22日

栃木市・大平町・藤岡町・都賀町合併協議会

会長 日向野 義幸

# 新生・栃木市の「地域自治区」とは？

～地域自治区に関する住民向けリーフレット～

栃木市・大平町・藤岡町・都賀町合併協議会

TEL 0282-21-2404 / FAX 0282-21-2407 / E-mail [info@totigi-gappei.jp](mailto:info@totigi-gappei.jp)

平成22年3月29日、新生・栃木市が誕生します。

合併協議の中で、新たな制度として、「地域自治区」が設置されることは、既に住民説明会や広報紙などを通じてお知らせしているとおります。

この資料では、制度の目的や内容をイメージ図や想定される具体的な取組などとともにお知らせするものです。

## ◎なぜ設置するの？

市町長間で合併に向けた話し合いを進める中で、合併に対する住民の不安を解消することが必要不可欠であり、そのためには、「地域自治区」が適した制度であると考えが一致したからです。

## ◎どこに設置するの？

合併前の大平町、藤岡町、都賀町の区域にそれぞれ設置しますので、新市では、「大平町地域自治区」、「藤岡町地域自治区」、「都賀町地域自治区」の3つが設置されます。

## ◎地域自治区の内容は？

地域を良く知る住民代表からなる「地域協議会」、身近な行政サービスを提供する「地域自治区事務所（総合支所）」、地域の代表・調整役となる「区長」で構成されます。この3者が互いに連携しながら、地域の意見を新市の行政に反映したり、地域の住民や各種団体とともにまちづくりを進めていくこととなります。

それぞれの役割など詳しくは、次ページをご覧ください。

## ◎いつまで設置するの？

合併時に設置するものは、合併の日から平成27年3月31日までの約5年間となっています。

ただし、新市において検証し、その制度の期間延長やさらに良い制度を導入することも想定しています。

## ◎どうやって設置するの？

合併前の1市3町の議会が、地域自治区の内容を定めた「協議」を合併前に議決することで設置します。

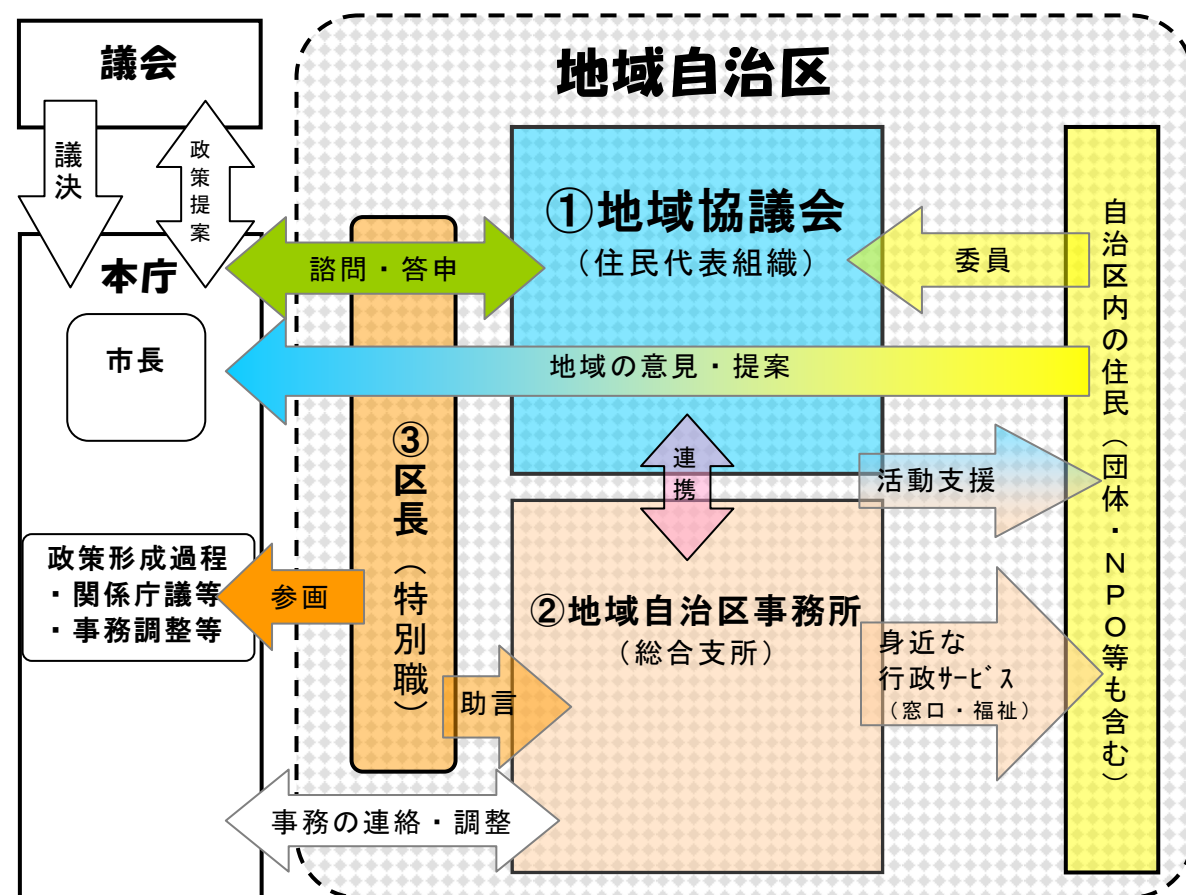
既に、1市3町の議会では合併を決めた議案とともに、議決を終えています。





# 地域自治区の役割と機能

## ○地域自治区のイメージ図



### ①地域協議会

- ★地域を良く知る住民が委員となり、市政の重要事項や地域のまちづくりについて意見具申やアドバイスを行う場となります。
  - ◆地域協議会は、区域内の住民のうちから、様々な分野の公共的団体等の方と公募に応じた方が委員となります。
  - ◆市長は、総合計画の策定などの重要事項の決定を行う際には、あらかじめ意見を聴くこととなっています。
  - ◆地域協議会は、新市の行政の様々な分野に対して、住民や各種団体の意見を集約し、地域の意見として自発的に発信できます。
- ★自ら地域のまちづくりを実践することができます。
  - ◆地域協議会は、区長、地域自治区事務所と連携し、新たなまちづくりを企画立案します。
  - ◆活動分野の異なる委員が集う場であることを活かし、各種団体や住民との協働により、まちづくりを実践することもできます。
- ★市長は、地域協議会の意見を尊重することが求められます。
  - ◆市長は、地域協議会からの意見を勘案し、必要があると認められる場合には適切な措置を講じなければならないとされています。
- ★地域協議会が「地域のまちづくりの要」となります。
  - ◆地域協議会は、市政の重要事項に関する諮問に対する答申、地域のまちづくりに関する提案を行うことができ、一方で、市長は、その意見を尊重することが求められていますので、地域協議会の積極的な活動こそが「地域のまちづくりの要」となります。

### ③区長

- ★新市の市長が選任する特別職です。
  - ◆新市の市長が、地域の行政運営に精通していることを条件として、地域協議会の意見を聴いた上で選任します。
- ★地域の代表・調整役となります。
  - ◆地域での代表性と行政運営に対する豊富な知識を活かすことで、時には地域の意見を市長に具申し、時には行政側の考えを地域に伝える、相互の橋渡しを行う調整役となることで、新市の円滑な行政運営と地域のまちづくりを前向きに推進する役割を担います。
- ★新市の重要な政策を形成する過程に参画します。
  - ◆特別職として、総合計画の策定に関して審議する会議等へ出席するなど、行政内部において、地域の実情や意見を反映させていくことができます。

### ②地域自治区事務所(=総合支所)

- ★身近な行政サービスの提供や地域のまちづくりを行います。
  - ◆地域自治区事務所は、住民生活に直結した窓口業務や保健福祉サービスを提供するとともに、従来から取り組んでいる地域のまちづくりを行うものとなりました。
- ★地域自治区事務所と総合支所は同じものです。ただし、様々な事務事業を行う上で、地域協議会や地域の住民との密接な連携が求められます。
  - ◆総合支所は、別の条例で定めて設置されるものですが、取り扱う事務が概ね同一であるため、互いの機能を兼ねるものとしています。
  - ◆総合支所は、地域自治区の事務所と位置付けられた以上、地域協議会の意見や地域の実情を反映して事務を執行することが、地域住民から強く求められるほか、そのような状況に応えられる機能を備えていることが必要となります。

## 地域自治区に関する疑問にお答えします。

### Q. 地域協議会の委員になるには？

- A. 地域協議会の委員は、地域自治区内に住所を有する方のうちから、公共的団体等から推薦された方、地域の実情に精通した方、公募に応じた方を条件として、新市の市長が選任します。このうち、公募による委員の募集を新市発足後に行う予定です。詳しい応募方法及び選定方法などは、新市の広報紙等でお知らせする予定です。

### Q. 地域自治区の設置期間は5年。その後はどうなるの？

- A. 合併協議での地域自治区の設置期間は5年ですが、「新市まちづくり計画」（計画期間10年）において、地域自治区のあり方として『恒常的な検証と調整を行い、5年経過後は、地域住民の意向を把握し、より良い仕組みを構築する』と記載しています。また、設置期間経過後の地域自治区のあり方については、市長が必ず「地域協議会」に意見を聴くこととしており、地域の意見を反映する機会を設けています。設置期間は、地域自治区が初めての取組である点、又、社会の変化が激しい中で、行政の仕組や事業も硬直化することなく、絶えず時代の変化についていくことが求められる点から、『再検証を行うポイント』として設けたものです。

### Q. 仮に、地域自治区がなくなると、総合支所もなくなるの？

- A. 仮に、地域自治区がなくなった場合でも、必ず総合支所がなくなるというものではありません。新市の総合支所は、地域自治区を設置する約束とは別に、栃木市役所総合支所を設置する条例を定めてあります。言いかえると、「地域自治区事務所の役割を兼ねる総合支所」を設置しています。このことにより、約束の期間である5年後に、地域自治区が違う仕組みに変更されることになったとしても、総合支所の「地域自治区事務所を兼ねる役割」はなくなります。ただ、総合支所そのものを廃止することにはなりません。総合支所の廃止には、新市の議会で栃木市役所総合支所を設置する条例を廃止する議決が必要になります。

### Q. 区長はどのような特別職なの？

- A. 市長が選任する特別職ですが、役割や事務は、市域全体のことを所管する副市長や教育長とは異なり、地域に関する事務に限定した仕事をするため、非常勤特別職としての位置付けです。地域のまちづくりの推進のため、地域協議会の運営や住民との連携強化、市政への地域の意見の反映などを専門的に行う役割を担います。